

第5章 食育の推進体制と関係者の役割

食育推進には、個人が自主的に取り組むことはもちろん、家庭や保育・教育関係者、地域、生産者などが連携して、食に関する情報の発信や体験活動の推進を図るなど、環境づくりに努めることが必要です。

1. 計画の推進体制

食育の推進については、取組状況等への助言を「柴田町健康づくり推進協議会」が行います。

また、関係課で構成する「柴田町食育推進連絡会議」を開催し、第4期柴田町食育推進計画に基づいた食育推進を図るため、地域の特性を活かした取組の検討・連絡・調整など推進状況の進捗管理を行います。

2. 関係者の役割

① 家庭の役割

家庭は食育推進の中心的な役割を担い、健全な食習慣をつくる基盤となる場所です。共食により乳幼児期から家庭で食べる楽しさや感謝の気持ちを育み、規則正しい生活リズムを形成するなど、食育推進に取り組むものとします。

② 保育所、幼稚園、学校等の役割

保育所、幼稚園、学校等は子どもたちの豊かな人間形成の時期に、家庭以外で多くの時間を仲間とともに過ごす場所です。子どもたちの成長、発達に合わせた切れ目のない食育推進のため、家庭や地域、生産者等と連携し、食について学ぶ機会を積極的に設けるものとします。

③ 地域の役割

地域においては、食生活改善推進員等のボランティアや地域住民などにより、様々な機会を利用して、食育の実践や地域の特性を生かした食文化、行事食や郷土料理の伝承に努めるものとします。

④ 生産者・事業者の役割

新鮮な旬や地域の食材の活用に協力し、地産地消の推進に努めることとします。

⑤ 町の役割

地域の実情に沿った食育を推進するため、情報を収集し、家庭や保育・教育関係者、地域、生産者等と連携を図ります。また、「しばた食と農のまちづくり条例基本計画」等の関連計画と連携し、町の特色を生かした食育施策を展開します。食育の基盤となる「家庭」において食育を積極的に取り組んでもらうため、各種事業等を通して食育に関する情報の提供や支援に努めます。

また、家庭や学校、地域等への情報発信の担い手として、食生活改善推進員等の養成及び育成、活動の支援を継続して行います。

資料編

1. 用語解説

注1 共食

ひとりで食事をすることに対する概念で、「食事を共有」すること。主に家族や仲間と一緒に食事することを指す。

注2 孤食

家族が食卓の周囲に不在で、ひとりで食事をする事。

注3 SDGs（エスディージーズ）

平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された国際開発目標で、相互に密接に関連した 17 の目標と 169 のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すもの。



（出典：国際連合広報センター）

注4 第4次食育推進基本計画

食育推進基本計画は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため平成18年3月に作成された。これまでの食育の推進の成果と食をめぐる状況や諸課題を踏まえつつ、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、「第4次食育推進基本計画」が令和3年3月に策定された。計画期間は令和3年度から令和7年度まで。

注5 第4期宮城県食育推進プラン

食育基本法及び国の第4次食育推進基本計画の趣旨を基に、さらに、第3期宮城県食育推進プランによる取組の推進状況を踏まえ、宮城の特性を生かした食育をさらに展開していくための指針として「第4期宮城県食育推進プラン」が令和3年3月に策定された。計画期間は、令和3年度から令和7年度まで。

注6 食育基本法

国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための食育推進について、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するために、平成17年7月15日に「食育基本法」を施行した。

注7 第6次柴田町総合計画

総合計画とは、町が目指す将来像やまちづくりの方向性を明らかにし、その実現に向けた様々な施策を総合的かつ体系的にまとめた「町の最上位計画」である。

柴田町では、町の将来像を「笑顔があふれ 誇りと愛着を育む 花のまち」として、その実現を目指し、行政運営の指針となる「第6次柴田町総合計画」を平成31年3月に策定した。計画期間は、平成31年度から令和8年度まで。

注8 第2期健康しばた21

国の「21世紀における第2次国民健康づくり運動（健康日本21（第2次）」）及び県の「第2次みやぎ21健康プラン」を踏まえ、「健やかで 心豊かに生活できる 元気なまち」を基本理念とした「第2期健康しばた21」を平成25年12月に策定。計画期間は、平成25年度から令和5年度まで。

注9 早寝早起き朝ごはん

早寝早起き朝ごはんという基本的な生活習慣を実践することで、生活リズムの向上を図るもの。平成18年には、早寝早起き朝ごはんを推進する母体として、全国協議会が設立されており、宮城県においても、児童生徒の生活リズムの向上に向けて「はやね・はやおき・あさごはん」推奨運動が展開されている。

注10 郷土料理

各地域の産物を活用したり、伝統的な調理法でつくったりするその地域の風土にあった料理、伝承されてきた料理のこと。例えば、ずんだ餅、おくずかけなど。

注11 地産地消

地域で生産された農産物や加工品などを地域の住民が消費すること。

注12 生活習慣病

日頃の生活習慣の積み重ねによって引き起こされる病気の総称。「生活習慣」とは、食習慣や運動習慣、喫煙、休養、飲酒などを指す。

「生活習慣病」と呼ばれる疾患は様々あるが、日本人の3大死因である「がん」、「脳血管疾患」、「心臓病」も生活習慣が発症や進行の原因に大きく関与していると言われている。

注13 カウプ指数

乳児や幼児の体格を評価する際に用いられる指標。体重 (kg) ÷身長 (m) ² の計算式で算出され、カウプ指数 18 以上で太り気味となる。

注14 肥満度

主に幼児から学童の体格を評価する際に用いられ、実測体重がどの程度標準を上回っているか示したもの。学童では 20% 以上から肥満となる。

肥満度 = (実測体重 - 身長別標準体重) / 身長別標準体重 × 100%

注15 柴田町特定健康診査

生活習慣病予防を目的に、40 歳から 74 歳までの柴田町国民健康保険の加入者に対して、メタボリックシンドロームに着目して実施する健康診査のこと。

注16 BMI (ビーエムアイ)

体重 (kg) ÷身長 (m) ² の計算式で算出される値 (体格指数) により、「やせ過ぎ」や「肥満」を判定する方法。18.5 未満が「やせ」、18.5 以上 25.0 未満が「普通」、25.0 以上が「肥満」と判定される。Body Mass Index の略。

注17 フレイル

加齢にともない心身が虚弱となる状態をさし、要介護状態の前段階として位置づけられる。身体的、精神・心理的、社会的フレイルがある。

注18 食に関する年間指導計画

各学校において、学年ごとに食に関する指導の意図が明確になるよう作成するもの。国の第3次食育推進基本計画において、「食に関する指導の時間が十分確保されるよう、栄養教諭を中心とした教職員の連携・協働による学校の食に関する指導に係る全体計画の作成」が推進されており、全体計画を踏まえて、各学年の年間指導計画を作成することになる。

注19 食生活改善推進員

愛称はヘルスマイト。食生活改善推進員は、自己研鑽を盛んに行っている町民によるボランティア組織「食生活改善推進員協議会」の会員。「私達の健康は私達の手で」をスローガンに、「食生活」の改善を通して生涯における健康づくりの推進を主なテーマとして伝達活動を行っている。町では食生活改善推進員の育成や養成講座を開設して新しい人材の確保を図っている。

2.参考資料「目標設定の考え方」

目指す姿を掲げ、それらの成果や課題の達成度を評価するため、数値目標を10項目設定します。

目指す姿	項目	参考値 (H27年度)	現状値 (R2年度)	目標値 (R8年度)	目標設定の考え方	出典
1 家族や仲間と 食事づくりや 準備を楽しむ	①食事を楽しみにしている 子どもの割合の増加	72.6%	68.4%	75%	参考値から約2ポイント増に設定	※1(問)お子さんは、食事を楽しみにしていますか。 →「楽しみにしている」と回答した人の割合
	②食事づくりや後片付けを よく手伝う小・中学生の 割合の増加	69.1%	82.6%	83%	現状値と同程度に設定	※1(問)あなただは、食事を楽しみにしていますか。 →「楽しみにしている」と回答した人の割合
	③1日に1度は家族と食事を する子どもの割合の増加	41.9%	39.0%	45%	参考値から約3ポイント増に設定	※1(問)あなただは、家庭で食事づくりや後片付けなどを手伝い ますか。 →「よく手伝う」と回答した人の割合
2 感謝の気持ちで おいしく食べる	④感謝の気持ちで「いただき ます」「ごちそうさま」を している小・中学生の割合 の増加	-	-	97%	第3期計画の目標値である「平日の夕食をひ どりで食べる小・中学生の割合の減少」を参 考に設定	
	⑤「食べ残しや廃棄を減らす 努力を必ずしている」 町民の割合の増加	-	-	95%	第3期計画の目標値である「平日の夕食をひ どりで食べる小・中学生の割合の減少」を参 考に設定	
	⑥朝食をほとんど毎日食べる 町民の割合の増加	91.3%	88.0%	93%	参考値から約5ポイント増に設定	※1(問)あなただは、食べ残しや食べ物の廃棄を減らす努力を していますか。 →「必ずしている」と回答した人の割合
3 「早寝早起き 朝ごはん」 を実践する	⑦「早寝早起き朝ごはん」 を実践している子ども の割合の増加	93.0%	91.8%	92%	現状値と同程度に設定	※1(問)あなただは、朝食を食べていますか。 →「ほとんど毎日食べる」と回答した人の割合
	⑧幼児肥満(カブア指数 18以上)の割合の減少	72.0%	70.3%	72%	参考値から約2ポイント増に設定	※1(問)お子さんは、「早寝早起き朝ごはん」を実行して いますか。→「実行している」と回答した人の割合
	⑨肥満(BMI2.5以上) の割合の減少	71.3%	68.6%	72%	参考値と同程度に設定	※1(問)「早寝早起き朝ごはん」を実践していますか。 →「実践している」と回答した人の割合
4 自分の体に合っ た食事を食べる	⑩幼児肥満(カブア指数 18以上)の割合の減少	46.8%	59.6%	65%	参考値と同程度に設定	※2
	⑪肥満(BMI2.5以上) の割合の減少	9.1%	15.9%	11%	5年間で約5ポイント減を目指して設定	※3
5 旬や地域の食材 を五感で味わう	⑫「食文化・伝統料理・郷土 料理」に関心がある 子どもの割合の増加	24.7% (H31年度)	29.1% (H26年度)	24%	参考値と同程度に設定	※1(問)食文化や古くから各地に伝わる伝統料理・郷土料理に ついて関心がありますか。 →「関心がある」と回答した人の割合
	⑬「食文化・伝統料理・郷土 料理」に関心がある 子どもの割合の増加	24.3%	18.9%	20%	現状値と同程度に設定	
		17.1%	17.2%	20%	現状値から約3ポイント増に設定	

※1：柴田町食育に関するアンケート調査結果報告書

※2：特定給食施設 栄養管理状況等調査票

※3：柴田町特定健康診査結果

3. 食育基本法

①食育基本法（平成十七年法律第六十三号）

最終改正：平成二十七年九月一日法律第六六号

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味わいや文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 食育の推進の目標に関する事項

三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県(都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議)は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画(都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画)を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「市町村食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 市町村(市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議)は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動

の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

（食育推進運動の展開）

第二十二條 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

（生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等）

第二十三條 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

（食文化の継承のための活動への支援等）

第二十四條 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進）

第二十五條 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

（食育推進会議の設置及び所掌事務）

第二十六條 農林水産省に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、農林水産大臣をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 農林水産大臣以外の国務大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する者
- 2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

- 2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

- 2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二十一年六月五日法律第四九号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日から施行する。

附 則（平成二七年九月一一日法律第六六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(食育基本法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に第二十五条の規定による改正前の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれている食育推進会議は、第二十五条の規定による改正後の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれる食育推進会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

4. 第4期柴田町食育推進計画の策定について

①第4期柴田町食育推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 食育基本法(平成17年法律第63号)第18条第1項に基づく第4期柴田町食育推進計画(以下「食育推進計画」という。)を策定するため、第4期柴田町食育推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げる事項について協議、検討及び調整を行うものとする。

- (1) 食育推進計画の策定に関すること。
- (2) その他食育推進計画の策定のため必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員14人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 副町長
- (2) 学識経験者
- (3) 保健衛生関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 生産関係者
- (6) 町職員

3 前項第6号の町職員は、別表に掲げる課の課長の職にある者とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、副町長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第6条 委員会の所掌事務を補助するため、第4期柴田町食育推進計画策定ワーキンググループ(以下「ワーキンググループ」という。)を置く。

- 2 ワーキンググループは、食育推進計画に関する調査研究及び素案づくりを行う。
- 3 ワーキンググループは、別表に掲げる課の課長の推薦を受けた当該課等の職員をもって組織する。
- 4 ワーキンググループにリーダー及びサブリーダーを置き、メンバーの互選により選任する。

5 ワーキンググループの会議は、リーダーが必要に応じて招集し、その議長となる。

(庶務)

第7条 委員会に関する庶務は、健康推進課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、食育推進計画の策定が完了した日限り、その効力を失う。

別表 (第3条、第6条関係)

健康推進課
福祉課
子ども家庭課
農政課
商工観光課
教育総務課
生涯学習課

●第4期柴田町食育推進計画策定委員会委員名簿

役職名	要綱上の区分	氏名	職名等
委員長	副町長	水戸 敏見	副町長
副委員長	町職員	水戸 浩幸	健康推進課長
委員	学識経験者	長橋 雅人	仙台大学 運動栄養学科長 教授
〃	保健衛生関係者	鈴木 ひろ子	柴田町食生活改善推進員協議会 会員
〃	教育関係者	藤澤 麻衣子	柴田町学校給食センター栄養教諭
〃	生産関係者	青野 礼子	柴田町農業委員会 委員
〃	町職員	八矢 英二	福祉課長
〃	〃	大山 薫	子ども家庭課長
〃	〃	加藤 栄一	農政課長
〃	〃	沖館 淳一	商工観光課長
〃	〃	佐藤 正人	教育総務課長
〃	〃	池田 清勝	生涯学習課長

●第4期柴田町食育推進計画策定ワーキンググループ名簿

役職名	所属	職名	氏名
リーダー	子ども家庭課	主査	丹野 睦美
サブリーダー	農政課	主幹	清水 裕子
メンバー	福祉課	主査	岩淵 千秋
〃	子ども家庭課	主幹	佐藤 理枝子
〃	商工観光課	主事	平間 健祐
〃	教育総務課	主事	鈴木 将矢
〃	生涯学習課	主事	駒板 翔太
〃	健康推進課	主幹	一條 恵美
〃	〃	栄養士	増田 みなみ

●第4期柴田町食育推進計画策定事務局

役職名	所属	職名	氏名
事務局長	健康推進課	課長	水戸 浩幸
事務局次長	〃	技術補佐	加藤 恵美
事務局員	〃	副参事	佐藤 浩美
〃	〃	主幹	一條 恵美
〃	〃	主査	齋藤 夏美
〃	〃	栄養士	内藤 愛瑛
〃	〃	〃	増田 みなみ

②計画策定の経過

年 月 日	内 容	
令和2年 6月23日(火)	令和2年度柴田町食育推進連絡会議及び 実務者会議の開催	「食育に関するアンケート調査」の実施等について 協議
〃	令和2年度柴田町食育推進連絡会議 第 2回「実務者会議」の開催	食育に関するアンケート調査票(素案)等について 協議
7月14日(火)	第3回「実務者会議」の開催	食育に関するアンケート調査票(素案)等について 協議
7月22日(水)	柴田町健康づくり推進協議会の開催	第4期柴田町食育推進計画策定等について協議
8月25日(火) ～9月 4日(金)	「食育に関するアンケート調査」の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・目的 第3期柴田町食育推進計画に基づいた食育推進の成果と地域の特性や課題等を把握するため実施し、次期計画策定に活用する基礎資料とすること ・調査対象者 合計2,887人 (内訳) 一般(16歳～79歳) 2,000人 小学5年生・中学2年生 650人 幼児保護者(4・5歳児の保護者) 237人
令和3年 1月 5日(火)	令和2年度柴田町食育推進連絡会議 第 4回「実務者会議」の開催	柴田町食育に関するアンケート調査の結果、今後のスケジュール(案)、第4期柴田町食育推進計画策定の概要(案)について協議
3月 9日(火)	柴田町健康づくり推進協議会の開催	柴田町食育に関するアンケート調査結果等について報告及び第4期柴田町食育推進計画策定の概要(案)等について協議
5月11日(火)	第4期柴田町食育推進計画策定委員会及びワーキンググループ設置	
5月24日(月)	第1回 第4期柴田町食育推進計画策定委員会及びワーキンググループ合同会議の開催	第4期柴田町食育推進計画の策定、柴田町食育に関するアンケート調査の結果について協議
	第2回 ワーキンググループ会議の開催	ワーキンググループリーダー及びサブリーダーの選出、令和2年度食育推進事業実績報告及び令和3年度実施計画について協議
6月22日(火)	第2回 第4期柴田町食育推進計画策定委員会及びワーキンググループ合同会議の開催	第4期柴田町食育推進計画策定スケジュール、第3期柴田町食育推進計画の主な取組み、第3期柴田町食育推進計画の最終評価について協議
	第4回 ワーキンググループ会議の開催	第4期柴田町食育推進計画の体系について、団体ヒアリングについて協議

年 月 日	内 容	
7月12日(月)	第5回 ワーキンググループ会議の開催	第4期柴田町食育推進計画の体系について協議
7月27日(火)	柴田町健康づくり推進協議会の開催	第4期柴田町食育推進計画策定スケジュール、第3期柴田町食育推進計画最終評価について協議
7月28日(水) ～8月10日(火)	「食育に関する団体ヒアリング」の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・目的 今後の施策及び食育推進事業の検討に反映させ食育事業の実施状況や現状課題等を把握するためヒアリングを行った ・調査対象 私立幼稚園 3か所 (熊野幼稚園、浄心幼稚園、第一・二たんぽぽ幼稚園)
8月27日(金)	第6回 ワーキンググループ会議の開催	食育に関する団体ヒアリングの報告 第4期柴田町食育推進計画の体系について協議
9月22日(水)	第7回 ワーキンググループ会議の開催	第4期柴田町食育推進計画の体系について協議
10月 1日(金)	第8回 ワーキンググループ会議	第4期柴田町食育推進計画の素案について協議
11月 4日(木)	第3回 第4期柴田町食育推進計画策定委員会及びワーキンググループ合同会議の開催	第4期柴田町食育推進計画の素案について協議
12月13日(月)	柴田町健康づくり推進協議会の開催	第4期柴田町食育推進計画(案)について諮問
12月20日(月) ～ 令和4年 1月18日(火)	パブリックコメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・内容 第4期柴田町食育推進計画(案)について ・閲覧方法 町ホームページに掲載 ・閲覧場所 ホームページ、健康推進課・榎木事務所 まちづくり推進センター 他
1月24日(月)	第10回 ワーキンググループ会議の開催	
2月 3日(木)	第4回 第4期柴田町食育推進計画策定委員会及びワーキンググループ合同会議の開催	パブリックコメントについて報告
3月18日(金)	柴田町健康づくり推進協議会の開催	第4期柴田町食育推進計画(案)について答申

5. 食育に関するアンケート調査について

①調査の目的

第3期柴田町食育推進計画に基づいた食育推進の成果と地域の特性や課題等を把握するため「食育に関するアンケート調査」を実施し、次期計画策定に活用する基礎資料とすることを目的とします。

②調査概要

調査票名	幼児保護者用	小学5年生・中学2年生用	一般用
調査対象者	保育所・幼稚園 4歳児・5歳児保護者 (237人)	柴田町の小学5年生・中学2年生 (650人)	柴田町に居住している16歳～79歳の男女を住民基本台帳から無作為抽出 (2,000人)
調査基準日	令和2年8月1日現在の年齢	令和2年8月1日現在の学年	令和2年8月1日現在の年齢
調査方法	保育所等の担任による配布・回収	小学校・中学校の担任による配布・回収 ※学校内での記入	郵送による配布・回収
実施期間	8月25日(火)配布 9月4日(金)提出期限 ※10日間程度	8月25日(火)配布 9月4日(金)提出期限 ※10日間程度	8月25日(火)配布 9月8日(火)投函期限 ※2週間程度
主な調査項目	1 食生活について 2 生活状況について 3 「食育」について 4 食の安全・安心について 5 お子さんのことについて	1 食生活について 2 あなたの生活について 3 「食育」について 4 食の安全・安心について 5 食文化について 6 あなた自身のことについて	1 食生活について 2 「食育」について 3 メタボリックシンドロームについて 4 ボランティア活動について 5 食の安全・安心について 6 柴田町の農産物について 7 食文化について 8 あなた自身のことについて

6. 食育に関する団体ヒアリングについて

①「食育に関する団体ヒアリング」実施概要

[目的]

「第4期柴田町食育推進計画」策定に反映するため、町内幼稚園関係者へ食育に関する現在の取組や課題、要望等を聴取し把握することを目的に実施した。

[対象]

3団体

- ・学校法人三宅学園 浄心幼稚園
- ・学校法人喜幸学園 熊野幼稚園
- ・学校法人柴田学園 たんぽぽ幼稚園・第二たんぽぽ幼稚園

[実施方法]

ワーキンググループメンバー及び事務局において、次の事項についてヒアリングを行った。

- ・幼稚園で取組んでいる食育に関連する事業及び課題
- ・第4期柴田町食育推進計画及び食育推進事業への要望
- ・町との連携が必要と思われる取組み等

[実施時期]

- ・令和3年 7月28日（水） 熊野幼稚園
- ・令和3年 8月 2日（月） 浄心幼稚園
- ・令和3年 8月10日（火） たんぽぽ幼稚園・第二たんぽぽ幼稚園



第4期柴田町食育推進計画

- 発行日 令和4年3月
- 発行 宮城県柴田町
〒989-1692
宮城県柴田郡柴田町船岡中央2丁目3番45号
TEL : 0224-55-2160 FAX : 0224-55-4172
E-mail : health@town.shibata.miyagi.jp
- 編集 柴田町健康推進課